

勝浦町ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による本町への寄附の促進と、全国へ向けた本町の PR 及び地域経済の活性化、交流人口の増加等の効果を図るため、ふるさと納税に対する返礼品の取扱事業者を募集する。

2 返礼品取扱事業者のメリット

- (1) 全国の寄附者に自社商品 PR 及び直接販売の機会を創出でき、新たな顧客の獲得を目指すことができる。
- (2) 勝浦町が提携するポータルサイト等での紹介のほか、勝浦町ホームページやパンフレットに掲載される。
- (3) 返礼品発送時に自社産品等のパンフレットを同封することで自社製品等販売促進や PR ができる。

3 返礼品取扱事業者の要件

取扱事業者は次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場がある企業・団体又は個人事業主、若しくは主たる原料を勝浦町産の農産物等を活用して製造する町外の法人等であること。
- (2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工販売又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 勝浦町が契約するポータルサイトへの返礼品の情報掲載に際し、必要な情報を提供するとともに、勝浦町や中間事業者による取材や撮影、立入調査等に協力できること。
- (5) 個人情報保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱うことができる事業者であること。
なお、寄附者の個人情報はその返礼品等の送付以外の目的に使用できないものとする。
- (6) 代表者及び役員等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (7) 勝浦町の競争入札参加資格参加停止等の措置を受けていないこと。

4 返礼品の要件

返礼品にできるのは、次に掲げる各条件を全て満たしている物品又は役務であること。ただし、全ての要件を満たしていても返礼品として適当でないと判断した場合や、総務省から見直し等の通知があった場合には返礼品の要件を見直し、要件を満たさない返礼品については直ちに返礼品から除外するものとする。

- (1) 平成 31 年総務省告示第 179 号が示す地場産品基準（以下「地場産品基準」という。）に合致すること。
- (2) 食品返礼品を提供する場合は、食品表示法に基づき、産地名の表示を適切に行うこと。

- (3) 勝浦町の求めに応じて返礼品について生産地、加工又は製造地、原材料の産地や原材料に応じた重量等の詳細、加工その他の行程等の内容を客観的に確認でき得る検証資料により明らかにできること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
- (5) 返礼品の受注を受けた後、寄附者に対して速やかに返礼品を発送できること。

5 返礼品の金額設定

- (1) 返礼品の金額は本体価格、梱包費用その他の経費及び消費税を全て含むものとする。
- (2) 寄附金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の価格に3分の10をかけた額(千円未満切り上げ)を基本として、本町が決定する。

6 取扱事業者の申出・決定

- (1) 取扱事業者については随時募集を行い、「勝浦町ふるさと納税返礼品事業参加申出書(様式第1号)」に必要事項を記入のうえ、郵送、電子メールまたは持参により企画交流課に提出すること。
- (2) 提出のあった書類に基づき、本町が総合的に判断し、返礼品毎に登録の可否を決定する。町は、当該返礼品が登録不可と決定した場合は、その理由を付し書面にて通知する。

7 取扱事業者及び返礼品の停止・中止

次のいずれかに該当する場合は、町の判断により取扱事業者又は返礼品の登録を停止又は中止することができるものとする。

- (1) 返礼品取扱事業者が、本町に登録解除を申し出たとき。
- (2) 取扱事業者要件又は返礼品要件を満たしていないことが判明した場合
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 返礼品の出荷期日(30日又は45日)を過ぎても出荷されない場合
- (5) 本町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (6) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品取扱事業者の責任が重いと本町が判断したとき、又は同様のクレームが多発し、勝浦町その他行政機関からの指導を踏まえた改善が速やかに行われないうとき。
- (7) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

8 その他留意事項

- (1) 返礼品取扱事業者は、返礼品として提案した商品を変更・辞退する場合は、速やかに町へ報告すること。
- (2) 返礼品取扱事業者は、商品の品質等に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、苦情内容については町へ報告すること。品質等による保証やクレーム対応について、原則として町は一切の責任を負わない。
- (3) 寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再送した場合にかかる費用は、取扱事業者の負担とする。
- (4) 代替品等による保証、交換その他クレーム対応に要する経費について、町は一切負担しない。

9 問い合わせ先

勝浦町企画交流課 ふるさと納税係

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地

電話 0885-42-2552

FAX 0885-42-3028

E-mail kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp